

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	卒業研究余滴：彰考館蔵「一禪御説」について
Author(s)	宮田, 正彦
Citation	歴史研究(29): 58-59
Issue Date	1960-10
URL	http://hdl.handle.net/10109/7960
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

資本主義形成を農業土地問題に限定し、此の分析視角の元に、中世封建社会の構造的基盤を成すマナー制度の解体を取り上げ、古典的イギリス資本主義、特に農業に於ける、その歴史的前提として、此の解体過程がどのような特質規定を受け取つて居るか、マナーの解体過程そのもの、中からイギリス資本主義化への展望を企図したものである。

即ち、中世イギリスのマナー制度は、從來『古典学説』として知られるF. Seebohm, P. Vinogradoff, W. Mitchell 等による「古典的」乃至「典型的」マナー(Classical or Typical manor)の概念を構成した。これに依れば、マナーとは、領主直管地と農民保有地の対抗的性格を有し、直領地は農奴の賦役を基礎とし、領主の代官による間接経営と、マナー裁判所に於いて支配権の確立を計り、農奴をして土地への束縛を行うものとして把握され、この種のマナーがイギリス全土に、一様に存在したと見做されていた。これに対しF. A. Kosminskyは元来マルクス主義的史観に立脚しながらも、独自の発展理論を展開し、彼は元来「古典理論」が中南部の大所領(教会領)の史料に専ら依拠していた点を再検討し、彼は新しい史料に基づき、直接的には二種の地代の分析と比重測定を主題とし、大所領(Typical manor)の地域(賦役)優越中小マナー(Non Manorial Type)の地域に於ける貨幣地代の優越を実証し、交換し貨幣経済の浸透が必ずしも、直接的に金納化(Commutation)の結果せず古典的

マナーのもとは、逆に賦役の強化という途が整えられた点を明哲に分析したのである。

一方、マナーの崩壊過程は、局地内的市場の成立、発展等が領主の地代収入の縮えざる減少により、マナー経済体制を根本的にゆさぶつて解体へと表示する。即ち、イギリスのマナーの解体過程は、大陸諸国の Villiklaus Verfassung の解体過程とはその性格を異にし、現物生産物地代の段階をへること無く、直接貨幣地代へと推展した。それは内在的には、領主の財政的危機により、外延的には、戦乱、黒死病とそれに続く農村の荒廃等の所謂、「封建的危機」により著しく促進された。結論的には、農民の隸属関係の質的転換(恣意的関係→法的関係)となり、代納制の主導權は、完全に農民側に移行し、地代は固定化され、この固定地代こそ、マナーの崩壊を促進させるものであつた。即ち、此の固定地代の全面的成立を契機として、封建的土地所有の農奴制の解体、独立自営農民の広汎な成長とその自由な発展により、イギリスに於て、最も典型的な農業の三分割制(the threehold division)が行われ資本主義的生産体制が創出されたのである。

以上の如く、イギリスのマナーの崩壊過程は、マナー構造(二類型化) Classical Manor と Non Manorial Type の設定により、後者の早熟的貨幣地代の成立は、前記に比して、その構造的脆弱性に求められ、近代的土地所有としての性格を端的に内包していた意義が強調

され、局地内的市場の発展は、賦役の金納化を促進し、農民の範疇の上昇と、ヨーマンリーの広範な成立を可能ならしめ、典型的資本主義発展への豊かな発展が開かれるのである。
一九〇〇年三月二十八日 以上

水戸藩における灌漑水利に

ついでの一考察

——久慈川筋辰之口用水を中心として

野上平

天朝田畝制度の実施問題

——羅爾彌氏の論文を中心にして

中村成男

プロイセン改革に関する研究

——解放の方式と賃金労働者創出の条件

稻見律子

卒業研究余滴

——彰考館藏「一禪御説」について——

宮田正彦

(イ) 形態

水戸徳川家の彰考館文庫に、一禪御説なる一本がある。本文墨付廿帖、各頁六行乃至七行。袋綴。表裏表紙各一枚。表紙左肩に『一禪御説』と題し、第一帖右肩に、『一系禪閣御説貞文明十年二月十七日記之』とある。第一帖表右

肩に、「潜龍閣」の黒印が捺してあるから、徳川齊昭(烈公)の藏書であり、書写年代は、明らかに江戸時代のものである。奥書はない。

(口) 禪閣

表題の禪閣とは一体誰かが問題となるが、文明十年十一年の間に、禪閣と呼ばれるべき人物は、一條兼良より他には存在しない。即ち、二條持基以前の攝政或いは関白は既に薨じて亡く、それ以後の攝政或いは関白のうち、鷹司房平は文明四年に薨じ、その他は未だ在俗のままである(以上公卿補任)。従つて、この書は一條兼良の説の聞き書きであると考えられる。

(ハ) 内容

内容は、文明十年二月十七日より、十一月廿九日迄の間、物の名や文字の読み方意味、又、歌の解釈などを問うたに對する兼良の解答を記したもので、箇条書になつて居、問答の日付が付けられている。

中には『角田川の能』とか『焮の夜長物語』、『玉もの前』とかの當時の文学作品の内容に觸れた話等もある。この秋夜長物語は、岩波書店版日本古典文学大系御伽草子の解題によれば、永和三年の写本(底本)が最も古く、文祿五年写本には、嘉吉二年。文化三年写本には、嘉吉二年及び明応六年書写の奥書がそれぞれあり、この三本の他二本、計五本が現在までに残されている様子である。が、この一禪御説の記載は、当時、このような草子類が、貴

族(公卿衆)一少なくとも兼良一人は読んでゐることになる)達の間にも読まれていたことを示す一証と送り得るものと思われる。勿論、そのような事の他にも、兼良の他の書にはおそろしく見られないであろうような見解等、兼良研究上、或いは、國語國文研究上、使ひようによつては、かなり面白いものである。

(ニ) 筆者者

次には、この本の筆者であるが、文中、
北野松徳(方)院(一)
神徳今案(よ)……

という一節が、『……也と奉言』の次にあるのは、何かの手がかり(或いは、筆者か)を与へるものである。神徳は不明であるが、北野には、曼珠院に兼良の息男である良鎮大僧正が居るから、その関係で兼良に近付き得たのであろう。かなりつゝこんな質問もあり、兼良も秘説を漏している箇条が二、三あるから、信頼された人であらうと思われる。

以上、概略ながら、未發表の書籍なので、紹介の筆をとつた、公務繁多の折柄、委曲を盡し得ないが、私共は、もう一度、彰考館文庫の意義を認識する必要がある。

「茨城縣地方史研究」

文獻目錄「編纂に

関する報告

秋山 高志

茨城大学史学会・同歴史研究会編集による「茨城縣地方史研究文獻目錄」(B5判六八頁)が昨三十四年六月に刊行され、同編纂委員会も同年八月二十九日付で改組した。新委員会は昭和五十五年に増訂版刊行を目標として調査採集事業を進める。經費は表記目錄の販賣益金を以て充てる。役員については、顧問として宮田俊彦、瀬谷義彦、中田易直、石原道博、豊崎 卓、溝井隆行諸先生に御指導を御願ひする。

委員長 秋山高志(日立一高)會計 國谷時司(笠間中)小松徳年(教二書記村田昌三)教四委員 佐久間好雄(茨城高)飯田瑞穂(東大大学院)柳橋房子(日立女子高)寺門守男(生瀬中)南秀利(竜ヶ崎二高)大内忠夫(東海小)、他に若干と云う構成である当面の仕事は、

- ①県内各地の史料、論著の調査、連絡、
- ②中央学界の刊行物其他からの採集 整理、
- ③表記目錄の販賣等々である。このうち①は地方に奉職する会員諸氏よりは是非御協力頂き
- ②③は在学生諸氏に専ら當つて貰わねばならない。

昭和三十四年末現在の編纂委員会會計は次の如くである。

〔収入〕

寄附

茨城大学史学会

歴史研究会

史学科諸先生

学生課

(単位 円)

三六、七〇〇—

四、〇〇〇—

〇〇〇〇—

三、七〇〇—

一、〇〇〇—